經費を調達していたが、上供米額が固定されて半世紀以上を經た紹熙末年（一二世紀末）、江西の州軍などでは苗米生産の向上にともなう歳入額の增加により、固定された上供額をこえて苗米が實徵されるようになり、州ごとにばらつきがあるが、多い州では歳入實徵の二〇～三〇％にあたる留州を確保できるようになった。

アヘン戰爭と近代世界

加藤祐三

アヘン戰爭（一八四〇～四二年）は、過去半世紀の史學によれば、中國近代史の起點と位置づけられ、その中國近代の特質は半植民地・半封建社會と規定されている。本報告では、アヘン戰爭を傳統的な一國史の文脈に限定せず、戰爭の相手國であった「超大國」イギリスとその支配下の諸國、また清朝中國を中心とし周邊の朝貢國からなる華夷秩序の變動、そして鎖國中の日本などをふくめて、國際政治史の文脈から次の三點を取り上げてみたい。

(1)戰爭の原因となったアヘン。貿易（三角貿易）、植民地財政、清朝財政、通貨（銀銅兩位制）問題など。

(2)對應の形態とその選擇。戰爭は廣義の政治の一形態であり、外交という別の形態と對比しつつ考える。外交には情報收集（必要言語の習得體制をふくむ）・分析・判斷が不可缺であり、國內への情報流通や情報の媒體（文字・言語、映像媒體など）、世論なども重要な要素となる。

(3)戰爭の當該國外への政治的影響と新たにできた國際政治の構圖①アメリカ・フランス、②日本、③朝鮮・シャム・ベトナムなどの朝貢國、④華夷秩序の變動、⑤新國際政治の構圖――とくに事後への拘束力および波及效果、⑥總體としての近代世界。

清末民初の刑法典論爭

小野和子

中國において近代的法典の編纂が始まったのは、今世紀の初頭、西太后新政のなかに於いてであった。沈家本らが修訂法律大臣に任命され、修訂法律館が開かれて、參考とする爲の外國法の翻譯から作業が始まった。一九〇六年清朝の立憲準備とともに、この編纂作業は加速され、一九〇七年には中國最初の近代的な刑法草案が完成する。我が國の法學者岡田朝太郎の起草になるものであった。この草案は殘虐な體罰の廢止、死刑の範圍の縮小、緣坐の廢止など、一定の限度において、法の下における個人の人權を認めようとしたものであった。だが、この草案が一たび諮問に付せられるや、中國舊來の家族制度を破壞するものであるという激しい非難に遭遇することになった。この爲、草案は一部修正されるが、近代法としての體系を崩すわけにゆかず、暫行章程五條を附則とすることによって移行措置としようとした。そして宣統二年（一九一〇）の冬には、資政院において、新刑律推進派と反對派のあいだで論戰が展開されることになる。その大きな焦點になったのが、暫行章程の㈠卑幼の尊

親屬に對する犯罪には正當防衛を認めない、㈡無夫の婦にも姦通罪を適用する、の二條項であった。反對派は家族制度維持のため、これらの條項を刑律本文に盛り込むことを要求したのである。日本の民法典論爭の再現である中國の刑法典論爭のもった意義について論じたい。